

# 身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 月山福祉会

## 1 施設における身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を目指します。

### (1) 身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外について

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援を提供することを原則とします。ただし、以下の3つの状態にある場合は、身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は、身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束を行う場合は以上の3つの項目に当てはまる必要があります。

### (3) 身体拘束を行った際の対応について

上記の事項に当てはまり、やむを得ず身体拘束を行った際は、利用者に対する十分な観察を行うとともにその行う処遇の質の評価及び経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (4) 日常的な支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動、尊厳ある生活を意識し支援にあたります。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう支援します。

③ 利用者の思いを汲み取り意思決定支援に配慮し支援にあたります。

④ やむを得ないと拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活・活動をしていただけるよう努めます。

## 2 身体拘束適正化検討委員会について

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の適正化に向け身体拘束適正化委員会を設置します。

#### ① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の介助の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体の啓発

② 身体拘束適正化委員会構成員

- ・ 管理者及び所長
- ・ サービス管理責任者
- ・ 各事業生活支援員
- ・ 看護師
- ・ その他、身体拘束の適正化を図るため必要な職員

※この委員会の責任者は、管理者及び所長とし参加可能な委員で構成する。

③ 身体拘束適正化委員会の開催

- ・ 定期開催 年2回以上
- ・ 必要時は随時開催します。

**3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針**

サービス提供に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権尊重したサービスを提供するよう職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施（年1回以上）
- ② 新任のための身体拘束廃止のための研修実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

**4 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針**

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

※ この指針は、当法人で設置する、虐待防止委員会の運営と一体的に適用する。

付則

この指針は令和4年10月22日より施行する。

この指針は令和5年10月28日より施行する。